

青森県立中央病院重油供給単価契約書（案）

受注者
発注者 青森県

上記当事者間において、物品の供給のため、次のとおり単価契約を締結した。

（供給物品及び単価）

第1条 供給する物品（以下「供給物品」という。）の名称、規格等は、次に掲げるとおりとする。

- 1 名称 重油（令和 年 月分）
- 2 規格 日本産業規格 1種2号
- 3 予定数量 リットル
- 4 単価 金 円／リットル（消費税及び地方消費税含む）

（供給期間）

第2条 供給期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

（供給物品の納入）

第3条 受注者は、発注者の指示する数量の供給物品を発注者の指示する方法によって納入しなければならない。

- 2 受注者は、供給物品の成分表を発注者に提出しなければならない。

（検査）

第4条 受注者は、供給物品を納入したときは、発注者の検査を受けなければならない。

- 2 受注者は、前項の検査に合格したものであっても、発注者の正常な管理下において供給物品に不良変質が生じたときは、自己の負担において取り換え、納入しなければならない。

（代金の支払）

第5条 受注者は、納入した供給物品の代金を毎月5日までに、請求書により、発注者に対し請求するものとする。この場合において、請求書には、納入年月日及び納入数量等を記載するか、又はこれらを明らかにした内訳書を添付するものとする。

- 2 発注者は、前項の請求書を受領した日から起算して30日以内に、受注者に対し供給物品の代金を支払うものとする。

（契約単価の変更協議）

第6条 契約単価の変更は原則として行わないものとする。ただし、経済情勢その他の情勢の変化又は物価水準の変動により石油製品の価格が急騰又は急落した場合においては、価格が乱高下する気配があるため直ちに契約単価の改定を行うことが不適切であると認められるときを除き、直ちに契約単価変更の協議を行うものとする。この場合において、契約単価に係る協議が調ったときは、速やかに変更契約を締結するものとする。

（契約の解除）

第7条 発注者は、次の各号に該当する場合は、この契約を解除することができる。この場合において、受注者に損害が生じても、発注者は、その責任を負わないものとする。

- (1) 受注者が、発注者の指示する納入方法に従わなかったとき。
 - (2) その他受注者がこの契約に違反したとき。
- 2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第1号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産手続開始の決定があった場合における同法の破産管財人
 - (2) 受注者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の決定があった場合における同法の管財人
 - (3) 受注者について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の決定があった場合における同法の再生債務者等

（損害賠償）

第8条 発注者は、前条の規定によりこの契約を解除した場合において損害が生じたときは、当該損害に係る金額を損害賠償として受注者から徴収する。

（暴力団排除に係る特記事項）

第9条 受注者は、この契約による業務を履行するため、別記「暴力団排除に係る特記事項」を守らなければならない。

（協議事項）

第10条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、受注者と発注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、受注者及び発注者が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

受注者

発注者 青森市東造道二丁目1番1号
青森県立中央病院
院長 藤野 安弘

暴力団排除に係る特記事項

(総則)

第1 受注者は、青森県暴力団排除条例(平成23年3月 青森県条例第9号)の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約(以下「本契約」という。)及びこの特記事項を守らなければならない。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2 発注者は、受注者(第1号から第5号までに掲げる場合にあつては、受注者又はその支配人(受注者が法人の場合にあつては、受注者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者))が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。)であると認められるとき。

(2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)の威力を利用したと認められるとき。

(3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下この号及び次号において「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。

(4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。

(5) 暴力団員と交際していると認められるとき。

(6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。

(7) その者又はその支配人(その者が法人の場合にあつては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者)が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。

(8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約(前号に該当する場合の当該契約を除く。)について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

(不当介入に係る報告・通報)

第3 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。